

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(八)

平三十・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

御注意

2.1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の「適用可否」欄の「中小企業者」に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可	
特別試験研究費の額 (13の計)	1	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2	当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額	8
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(4)のうち少ない金額	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	9
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5	法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10
特 別 試 験 研 究 費 の 額		の 明 細	
措法第42条の4第6項 各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額	
11	12	13	
第1号・第2号		円	
第1号・第2号			
第1号・第2号			
第1号・第2号			
第1号・第2号			
計			
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	14		

「10」欄

特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第6項」
 ② 「区分番号」欄：「00565」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額